

# 税源移譲により住民税のしくみが変わりました

平成20年度から実施される税制改正の主な改正点は次のとおりです。  
対象となる方は、申告により住民税が減額されますので忘れずに申告してください。

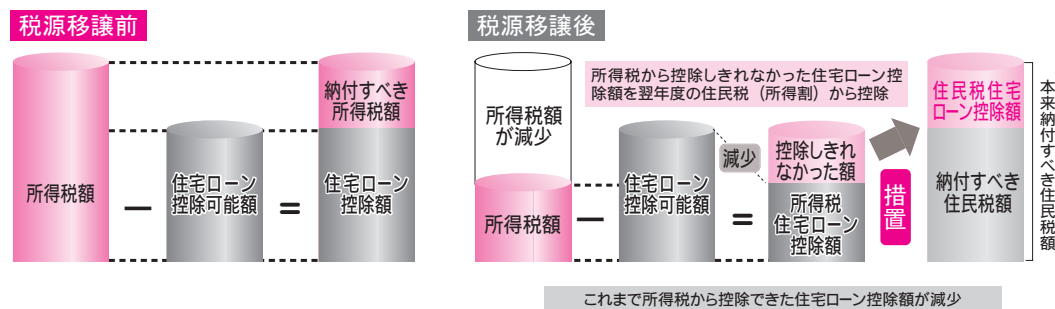
## 改正点① 住民税の住宅ローン控除の創設

申告期限 平成20年3月17日(月)まで

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は、申告により控除しきれなかった分を住民税から控除します。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により翌年度の住民税(所得割)から控除できます。平成20年以降、この住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。(平成28年度分まで適用) (税務署で確定申告をされる方は、税務署を通じて申告書を提出することもできます。)

平成20年1月1日現在南三陸町にお住まいの方で、平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年2月8日(金)から3月17日(月)まで申告会場で受け付けいたしますので、忘れずに最寄りの会場へお越しください。



■住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方は申告が必要です(申告書の用紙は申告受付会場・税務署で配布します。)

区分	申告方法	持参するもの
所得税の確定申告をしない方 所得税の住宅借入金等特別控除を年末調整で行った方	申告受付会場で住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。 ※住宅借入金等の年末残高合計額を記入する必要があります。	源泉徴収票(住宅借入金等特別控除可能額の記載のあるもの) 印鑑
所得税の確定申告をする方 年末調整をしなかった方や年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除申告をしなかった方	税務署で所得税の確定申告書とともに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。	所得税の住宅借入金等特別控除を受ける際に使用するもの

\*所得税の納付や還付が発生しない方についても、この控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

## 改正点② 高齢者非課税措置廃止の経過措置(軽減措置)の廃止

平成17年1月1日時点で65歳以上であった方は、高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

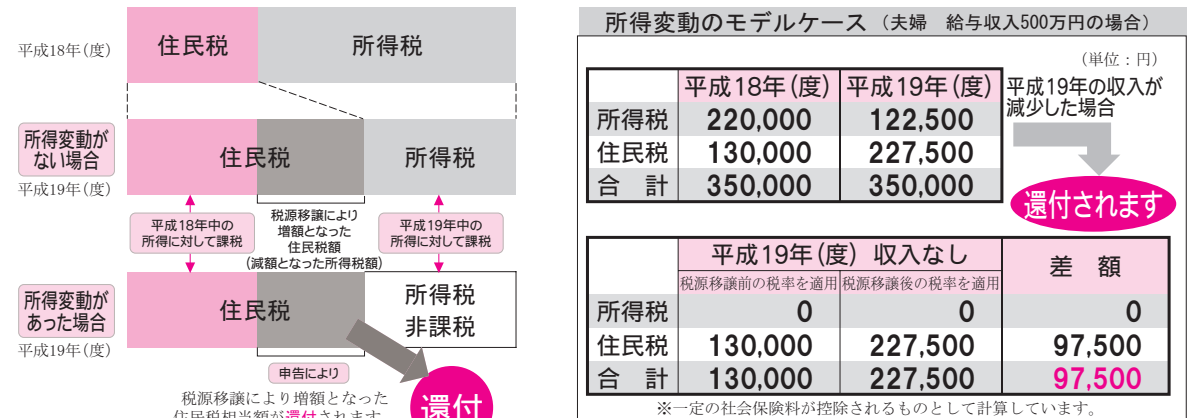
平成17年1月1日時点で65歳以上であった方に適用されていた非課税措置が、平成18年度課税分以降廃止され経過措置として、平成19年度は税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度はこの経過措置がなくなり、本来の税額で課税されます。

住民税の高齢者非課税措置廃止の経過		
平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	高齢者非課税措置の廃止 ◇経過措置: 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◇経過措置: 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度~	◇経過措置の廃止	全額課税

## 改正点③ 税源移譲時の年度間の所得変動に応じた経過措置

申告期間 平成20年7月1日(火)から7月31日(木)

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなる方は申告により平成19年度分の住民税を減額します。(平成20年度分に充当または還付します)



退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからない場合は、平成19年度分の住民税が税源移譲によって増えた分を、所得税で減らすことができなくなってしまいますが、申告により、納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲によって増額となった税額分が還付されます。 ※他の市区町村に転出した方は転入先の市区町村ではな

く、平成19年度住民税を納めている市区町村に減額申告書を提出することになりますので、ご注意ください。 ※平成19年中に亡くなった方や、海外へ転出して平成20年1月1日現在国内に居住していない方、人的控除(配偶者控除、扶養控除など)以外の控除額が増加したり住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象となりません。

## 改正点④ 地震保険料控除の創設

地震保険料を支払った方は、地震保険料の1/2が控除額になります

近年全国的に多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

	控除内容	控除限度額
●損害保険料控除 平成19年度課税分まで	地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	25,000円 経過措置分【10,000円】
●地震保険料控除 平成20年度課税分から	地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除の合計	25,000円

※地震保険料控除証明書が必要になります。

■給与支払報告書の提出について

漁業、農業、営業などの専従者や手伝い、アルバイトなどに対する給与等を支払った場合も、会社経営者と同様に給与等の支払者として、前年の支払額を給与支払報告書により、給与等を受け取った方の居住する市町村長あてに提出することが義務付けられていますので、次のとおり期限までに提出してください。

提出期限	平成20年1月31日(木) ※なるべく早めに提出してください。
提出先	給与等を受け取った方が平成20年1月1日現在、実際に居住する市区町村
提出書類	1 給与支払報告書(総括表) ※特別徴収事業所については、19年度分の特別徴収義務者指定番号を記載してください。 2 給与支払報告書(個人別明細書)
用紙	役場・総合支所の窓口でも配布しています。